申　　　立　　　書

１　家計急変事由

以下の項目に該当するものすべてに☑をしてください。

また、該当する事由に応じて（\*）の書類等（裏面参照）を提出してください。

　□減収　　　　　　　　　　□失職　　　　　　□被災

　（\*収入見込証明書等）　　 　（\*離職票等）　　　　（\*減免通知書等）

□死別・離婚　　　　　　　□疾病　　　　　　□その他（　　　　　　　　　　）

　（\*戸籍全部事項証明書等） 　（\*診断書等）

２　申立内容

枠内に保護者等の家計急変に至る事由を記入してください。

（いつから、どのような理由で、保護者等の収入にどのような影響があったのか等）

【例】保護者等２人ともに住民税に課税があり、ともに家計急変事由（失職、疾病）がある場合

（申請者名）は２０２４年１月下旬に勤めていた会社が倒産し、２月から収入がなくなった。現在は再就職しているが、昨年度に比べて給与が低く、今後しばらくは収入が回復しない見込み。

（配偶者名）は２０２４年４月１９日に（病名）と診断された。１０月末まで休職のため減収する。

申請者氏名

年　　　月　　　日

会社名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

※　収入減及び疾病等による休職の場合は、お勤め先に証明を受けてください。

※　個人事業主の方は、代表者として証明をしてください。

□　減収

　・申立書

　・所得課税証明書（個人用で控除額が確認できるもの）

　・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの（保険証等）

　・（給与所得者の場合）家計急変後の給与所得見込証明書（減収が発生した月から向こう１年間分）（※）

提出できない場合は、家計急変後の会社発行の給与明細（減収が発生した月から３ヶ月分）

　・（事業所得者の場合）急変後向こう１年間の事業所得見込証明書（※）

及び直近の確定申告書のコピー

※減収の発生が前年の場合、今年の１月から12月の（給与・事業）所得見込証明書を提出してください。

□　失職

　・申立書

　・所得課税証明書（個人用で控除額が確認できるもの）

　・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの（保険証等）

　・離職票２又は雇用保険受給資格者証（離職日、離職区分（離職コード）が確認できるもの）

　　※自己都合退職の方は対象外です。

なお、病気やけがを原因とした失職は、疾病で申請できることがあります。

　・離職後に再就職している場合は、会社発行の給与見込み証明書（向こう１年間分）

提出できない場合は給与明細（３ヶ月分）

□　疾病による減収・失職

　減収又は失職と同様の提出書類に加え、以下を提出してください。

　・診断書（※）又は通院の事実がわかる書類（３ヶ月分）

※診断名、就労不能期間（いつからいつまでか。回復の目途が立たない場合はその旨を記載してあるもの）

□　死別・離婚

　・申立書

　・所得課税証明書（個人用で控除額が確認できるもの）

　・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの（保険証等）

　・戸籍全部事項証明書（親権者と子が確認できるもの）

　　※家計急変後の所得を確認する書類は不要です。

□　被災

　・申立書

　・所得課税証明書（個人用で控除額が確認できるもの）

　・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの（保険証等）

　・罹災証明書

家計急変事由別の添付書類例

家計急変の事由や内容によって、必要な書類は異なります。

家計急変での申請を検討されている方は、高等学校等へお尋ねください。

上記以外にも書類の提出を依頼する場合があります。